

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和7年7月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第112号	株式会社英弘エンジニアリング 北野 洋生	岸和田市尾生町三丁目25番2号	令和7年7月16日	令和12年9月29日
大阪企 第383号	有限会社新谷機設 新谷 明久	南河内郡太子町大字葉室1328番地の7	令和7年7月16日	令和12年9月29日
大阪企 第512号	株式会社辻電機工業所 辻 裕生	泉南市樽井二丁目21番5号	令和7年7月16日	令和12年9月29日
大阪企 第1102号	エム・クラフト 東野 真幸	高石市取石一丁目16番34号	令和7年7月1日	令和12年6月30日
大阪企 第1289号	株式会社谷村工業 谷村 博之	東大阪市中石切町三丁目1番3号	令和7年7月16日	令和12年9月29日
大阪企 第1446号	森本工業株式会社 森本 順久	八尾市植松町七丁目1番20号	令和7年7月16日	令和12年9月29日